

令和7年度  
大分市文化・芸術活動推進補助金  
【募集要項】

受付期間：令和7年2月3日（月）～2月28日（金）

事業実施期間：令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火）

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎5階）

提出方法：必要書類を直接持参

（提出時間：平日8時30分～12時、13時～17時15分）

※申請関係書類は、大分市ホームページからダウンロードできます。

※本募集要項の内容を必ずご確認ください。

※申請時に実施予定事業について事業計画・収支計画等を伺います。



【注意事項】

- ・補助金の交付は選考委員会により4月下旬頃決定いたします。
- ※本事業については、令和7年第1回大分市議会定例会で令和7年度当初予算が可決された場合に実施となります。

## 1 大分市文化・芸術活動推進補助金の目的

この事業は、自主的な文化・芸術活動のうち広く市民を対象とする事業について支援することにより、市民が身近な場所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実や次世代の文化・芸術活動の担い手育成を図ることで大分市の文化・芸術活動推進に寄与することを目的に、事業費の一部を補助するものです。

## 2 補助対象者

文化・芸術活動を実施する個人または団体で、下記のすべてに該当する場合に申請できます。

- ①大分市を活動拠点としており、主として営利を目的としない事業を行う個人または団体
- ②継続的に文化・芸術活動を行っている、または今後継続的に文化・芸術活動を行うものであること
- ③申請事業の主催者であること  
※実績報告時にチラシやパンフレットの広報物に主催者として申請者名が記載されているか確認致します。

### 【補助の対象とならない者】

- ・市税を滞納している者（団体の場合は代表者）※法人も対象となります
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

## 3 補助対象事業

大分市内で令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火）までに実施される次の事業が、補助の対象となります。

### ①公演事業

広く市民を対象とした音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの公演  
※団体内部のみの発表会等は対象となりません。

### ②展覧会事業

広く市民を対象とした絵画、工芸、書道、写真などの展示  
※団体内部のみの展示会は対象となりません。

### ③その他文化・芸術振興事業

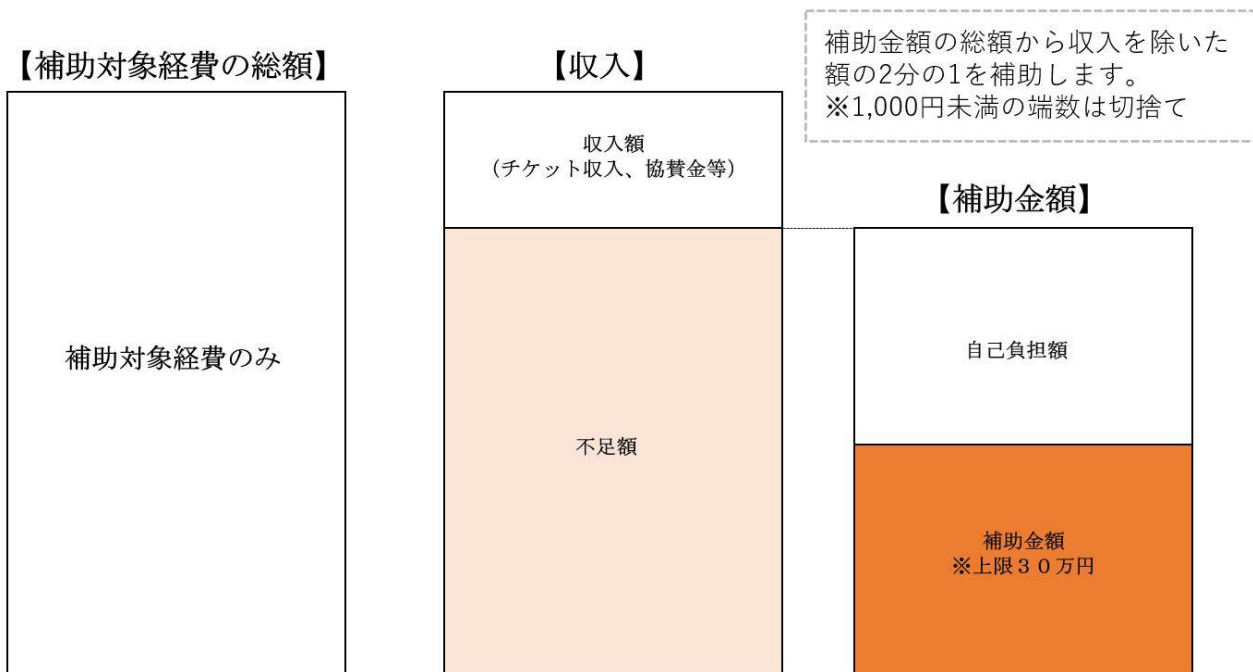
上記以外の広く市民を対象としたワークショップ、講演会等、大分市の文化・芸術の振興に寄与するものと認められる事業

### 【補助の対象とならない事業】

- ・全国で巡回を行うツアー公演等の興行目的と認められる事業
- ・興行その他営利を主な目的とするもの
- ・広く一般に公開されないもの
- ・政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ・文化祭その他の学内行事として行われるもの
- ・慈善活動その他の事業への寄付を主な目的とするもの
- ・他の補助金を交付されているもの、交付される予定のもの又は本市との共催で行われるもの
- ・その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

## 4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の総額から事業の収入を除いた額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切捨てた額）とし、30万円を限度とします。



## 5 提出書類

申請時には以下の全ての書類を受付期間内に提出してください。

- ① 大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要書（様式第4号）（個人の場合は、個人概要書（様式第5号））
- ⑤ 誓約書兼同意書（様式第6号）
- ⑥ 代表者の市税完納証明書 ※個人住民税・県民税が非課税となる方は課税証明書
- ⑦ 団体規約 ※団体で申請する場合
- ⑧ 団体名簿（任意様式）※団体で申請する場合
- ⑨ これまでの活動実績が分かる資料（過去のパンフレット等）

※その他の書類等について、必要に応じて提出を求める場合がございます。

## 6 補助の対象となる経費

補助の対象となる主な経費は以下の一覧のとおりです。

※収支予算書にはできるだけ詳しく記載してください。

費目	内容	留意事項
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲスト出演料</li> <li>・講師、演奏者等の謝礼</li> <li>・運営スタッフ等への人件費</li> </ul>	団体構成員への報償費は対象外となります。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲスト、講師、演奏者等の招聘旅費 及び宿泊費等（大分市内の宿泊施設に限る）</li> </ul>	団体構成員の旅費等は対象外となります。また、市外で宿泊を要する特別な事情がある場合はご相談ください。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場装飾費等（事業に直接必要な物のみ）</li> <li>・ワークショップ材料費等</li> </ul>	パソコン等補助事業以外にも利用でき、汎用性が高いものは対象外となります。
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム、チケット、パンフレット等の印刷費</li> </ul>	有料で販売するパンフレット等は対象外となります。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽器、作品等運搬費</li> <li>・事業開催に直接必要な郵便料等</li> </ul>	切手のみの購入で用途が不透明な場合は、対象外となります。
広告費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝費（新聞、テレビ、ラジオ等）</li> </ul>	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアノ調律費</li> <li>・チケット販売委託に伴う手数料</li> </ul>	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営委託費、警備委託費、記録動画撮影委託費等</li> </ul>	
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料（当日・前日リハーサル）、付帯器具設備使用料、著作権使用料等</li> </ul>	練習時に使用する会場費等は対象外となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他市長が認める経費</li> </ul>	

### 【補助の対象とならない経費】

- ・ 事業のため以外に使用する施設使用料及び光熱水費
- ・ 団体構成員への報償費、交通費等
- ・ 駐車場代
- ・ 燃料費（ガソリン代）
- ・ 電話代
- ・ 振込手数料
- ・ 収入印紙の購入費
- ・ 飲食代
- ・ 記念品代（賞金含む）
- ・ 備品の購入費（楽器等レンタル費は除く）
- ・ 文具類の購入費（事業に直接関係のあるものは除く）
- ・ 寄付金
- ・ 領収書に不備のあるもの
- ・ その他市長が適当でないと認めるもの

※補助金の対象経費は原則として、**補助金交付決定通知後に支払う経費**が対象となります。  
ただし印刷費、広告費、及び補助対象事業の実施日における会場使用料及び付帯器具設備使用料は、補助金交付決定前でも補助対象となる場合がございますので、ご相談ください。

※切手代は、実績報告時にどの用途で使用したかわかる資料を提出していただきます。

## 7 申請から補助金交付までの流れ

### 事前相談・申請

○令和7年2月3日（月）～2月28日（金）の期間内に、3ページに記載している提出書類を大分市文化振興課（本庁舎5階）にご持参ください。

### 選考委員会

○大分市文化・芸術活動推進補助金交付選考委員会にて、ご提出された申請書一式をもとに補助事業を審議し、決定いたします。  
<選考のポイント> 5ページ参照

### 決定

○選考結果は郵送にて通知します。（4月下旬頃予定）  
※選考の結果、不採択の場合もございます。

### 事業実施

○補助金の交付決定を受けた事業の実施。  
※申請時と事業内容が変わる場合は、速やかに文化振興課へお知らせください。補助金の額に変更が生じる場合（20%以内を除く）は、別途変更承認申請書の提出が必要です。

  
**実績報告**

- 事業完了後30日以内（3月2日以降に事業が完了するものは3月31日まで）に、実績報告書をご提出ください。
- ※事業完了日は事業及び全ての支払いが終了した日になります。
- ※領収書の提出にあたり、不備のあるものは補助対象外となる場合がございますので、ご注意ください。
- ※事業の実施状況が分かる写真等の添付が必要です。

  
**補助金交付**

- 事実績報告書の内容を確認後、補助金額を確定し通知します。
- 通知後、交付請求書（様式第14号）をご提出いただき、補助金を交付します。

**8 選考のポイント**

選考委員会では下記の項目を審査致します。

項目	内容
①計画性 (15点)	・ 事業目的、収支計画、事業内容等が明確かつ適切であるか ・ 来場者や関係者の安全を配慮したものであるか 等
②発展性・自立性 (20点)	・ 一過性ではなく、今後も発展させられることを目指しているか ・ 補助金以外の自主財源(協賛金など)の確保に努めているか 等
③育成・創造性 (20点)	・ 事業内容が申請団体又は申請者の特徴を活かした、個性的なものとなっているか ・ 次世代の文化・芸術活動の担い手育成に寄与する内容や若者が事業に参加しやすい工夫をしているか 等
④新規性 (20点)	・ 新たな企画へのチャレンジや他分野との連携事業など、市民に新たな文化・芸術の出会いをもたらすことが期待できる内容か 等
⑤公益性 (25点)	・ 事業活動の内容や実績、今後の展望において、地域や社会に貢献し、大分市の文化・芸術の振興に寄与する内容となっているか ・ より多くの市民の参加、鑑賞、体験が期待できる内容となっているか ・ 入場料の設定額や、事業規模から助成が妥当であるか 等

※定期演奏会など恒例で開催される事業で、内容が例年と変わらないものは選考の際、優先度は低くなります。

## 9 その他

### ①補助事業の表示について

補助事業の印刷物等には「大分市文化・芸術活動推進補助金事業」の名称を表示してください。

### ②アンケートの協力について

補助金交付決定団体は、後日文化・芸術に関するアンケートの協力をしていただく場合があります。

## 10 大分市文化・芸術活動推進補助金 Q&A

### 1. 広く市民を対象とは

団体構成のみでの鑑賞や、家族、知人のみしか参加できない事業等ではなく、幅広い市民の参加が期待できる事業が補助対象となります。

### 2. 法人格を有している場合でも申請できるのか

法人格を有している場合、営利企業（株式会社、有限会社等）等は対象外となりますが、非営利企業（一般社団法人、NPO法人等）は事業内容の主たる目的が営利を目的としていない場合、補助対象者となります。

### 3. 補助対象とならない他の補助金とは

国、県、市、他団体等からの補助金を指します。

### 4. 市や国・県との共催事業は補助対象となるのか

行政との共催事業は対象外となります。なお、後援事業の場合は補助対象となります。

### 5. 物販は営利目的となるのか

事業の主たる目的が営利でなければ、物販は可能です。ただし、収支予算書や収支決算書に計上してください。展覧会事業で、展示物全てを販売するものは、営利を目的とした展覧会と判断し、対象外となります。

### 6. 練習会場の使用料等は補助対象経費となるのか

会場使用料等の練習に要する経費は認められません。ただし、前日等に行うリハーサルにおける使用料は補助対象となります。

### 7. プロの演奏家等は申請可能か

営利を目的とせず、地域貢献等を目的に行う事業については対象となります。

ただし、高額なチケット販売にて広く一般に公開されないものや、所属事務所による申請は営利を目的とした事業と判断し、補助対象外となります。

## 8. 申請時よりも事業費が増減した場合は

事業費が申請時の予定を超えてしまった場合、交付決定額を超える補助金の交付はできません。事業費が下回った場合は、それに合わせて交付決定額から減額いたします。

## 9. 諸事情により、申請時と事業内容が変わる場合は

事業の内容又は予算に変更が生じる場合は、大分市文化振興課（本庁舎5階）へ事前にご連絡下さい。補助金の額に変更（20%以内を除く）が生じる場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

## 10. 何団体くらい補助金が交付されるのか

事業の予算内にて交付団体数を決定いたします。（1年度に約14団体予定）

## 11. 補助金の事前の概算払いは可能ですか

支払いは、事前の概算払いではなく、事業完了後の精算払いとなります。



## 大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所 大分市荷揚町2番31号  
氏名 おおいた吹奏楽団体  
代表 大分 一郎  
連絡先 000-1111-1111

（法人その他の団体にあつては、その名称及び  
所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

担当者 大分 太郎

連絡先 000-2222-2222

大分市文化・芸術活動推進補助金の交付を受けたいので、大分市文化・芸術活動推進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 団体名又は個人名 おおいた吹奏楽団体 代表 大分 一郎
- 2 事業の目的及び内容 目的：日頃の練習の成果の発表の場となることはもとより、コンサートを通して、音楽文化の周知及び大分市の文化振興を図るため。  
内容：幅広い世代が楽しめる2部構成の吹奏楽によるコンサート
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) 団体概要書（様式第4号）（個人の場合にあつては、個人概要書（様式第5号））
  - (4) 誓約書兼同意書（様式第6号）
  - (5) 代表者の市税完納証明書 ※個人住民税・県民税が非課税となる方は課税証明書
  - (6) 団体規約 ※団体で申請する場合
  - (7) 過去のパンフレットその他のこれまでの活動実績が分かる資料
  - (8) 団体名簿（任意様式）※団体で申請する場合
  - (9) その他市長が必要と認める書類



内容	<p>(タイムスケジュール、出演者数、演目、特徴的な取組等の詳細内容を記入してください。)</p> <p>10月25日(土) 13:00~21:00 舞台リハーサル</p> <p>10月26日(日) 9:30~12:00 リハーサル</p> <p>12:30~ 開場</p> <p>13:00~ 開演</p> <p>15:00 終演</p> <p>【出演者・ゲスト】 50人予定</p> <p>【演奏曲目】 ○○○○予定 他</p>
	<p>■新規性 (団体にとって初めての企画や他の同様の取組がない内容など、市民に新たな文化の出会いをもたらすことが期待できる内容があれば記入してください)</p> <p>交流団体(●●楽団)と合奏コラボレーションを行うことで、今まで当団体だけでは演奏できなかった演目にチャレンジします。合奏で来場者には迫力ある吹奏楽の魅力をお届けします。</p>
事業効果	<p>(補助金を受けて事業を行うことで、大分市の文化・芸術の振興にどのような効果があるか記入してください。)</p> <p>補助金によりゲスト招聘が可能となり、より質の高い演奏を披露することで、音楽文化の振興に寄与することはもとより、来場者へ吹奏楽の魅力を広くアピールすることができる。</p>
	<p>■育成・創造性 (次世代の文化・芸術の担い手育成への効果)</p> <p>今回の演奏会は、若年層に人気の曲を多く演奏することで普段コンサートに来場する機会のない方も興味を持って参加しやすいコンサートにします。</p>
	<p>■公益性 (事業による鑑賞・体験・参加等を通して心豊かな市民生活の実現への効果)</p> <p>市民を対象とした場所で質の高い音楽を広く安価で提供することで、来場者は気軽に文化・芸術に触れることができ身近な場所で音楽を楽しむことができます。</p>
補助金の必要性	<p>(交付された補助金をどう活用するのか、どういった部分に充当するのかといった必要性を具体的に記載してください。)</p> <p>補助金をゲスト招聘費用に充てることで、通常では呼ぶことが難しい遠方の出演者を招聘することができる</p>
今後の活動展望	<p>(今後どのような活動につなげていきたいか、その展望について記入してください。)</p> <p>今後も演奏会を続けていくことで多くの人に吹奏楽の魅力を知ってもらいながら新規団員の獲得に繋げ次世代の担い手育成を進めていく。また、他団体との合同練習会を積極的に行い大分市全体の文化・芸術の底上げに向けて取り組みを行う。</p>
特記事項	<p>(その他特記すべき事項があれば記入してください。)</p>

様式第3号 (第6条関係)

収支予算書

<収入>

費目	金額	内訳				備考
		項目	数量	単位	金額	
入場料	430,000 円	一般	400	人	1,000 円 = 400,000 円	
		学生	100	人	300 円 = 30,000 円	
協賛金	円					
その他収入 (広告料・売上等)	円					
小計①	430,000 円	事業収入合計				
自己負担金	398,000 円					
大分市文化・芸術活動補助金	300,000 円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた額の2分の1 (③-①) × 1/2 * 千円未満の端数は切捨て				
合計②	1,128,000 円					

<支出>

費目 ※費目名の変更はできません	金額	内訳				備考
		項目	数量	単位	金額	
報償費	476,000 円	指揮者謝礼	1	人 ×	70,000 円 = 70,000 円	
		ゲスト出演者	3	人 ×	80,000 円 = 240,000 円	
		アルバイト	10	人 ×	10,000 円 = 100,000 円	
		司会者	1	人 ×	66,000 円 = 66,000 円	
旅費	90,000 円	ゲスト交通費 (東京～大分)	3	人 ×	30,000 円 = 90,000 円	
消耗品費	5,000 円	会場装飾費	1	式 ×	2,000 円 = 2,000 円	
		受付用クロス	10	枚 ×	300 円 = 3,000 円	
印刷費	60,000 円	チラシ	5,000	枚 ×	5 円 = 25,000 円	
		ポスター	20	枚 ×	250 円 = 5,000 円	
		パンフレット	600	枚 ×	50 円 = 30,000 円	
通信運搬費	23,000 円	チラシ郵送料	100	通 ×	110 円 = 11,000 円	
		楽器運搬費	1	式 ×	12,000 円 = 12,000 円	
広告費	11,000 円	新聞掲載費	1	式 ×	11,000 円 = 11,000 円	
手数料	38,000 円	チケット販売手数料	1	式 ×	10,000 円 = 10,000 円	
		ピアノ調律費	1	式 ×	28,000 円 = 28,000 円	
委託料	20,000 円	記録撮影委託費	1	式 ×	20,000 円 = 20,000 円	
使用料	405,000 円	著作権料	1	式 ×	25,000 円 = 25,000 円	
		本番会場使用料	1	件 ×	180,000 円 = 180,000 円	
		付帯設備使用料	1	件 ×	200,000 円 = 200,000 円	
その他	0 円					
合計③	1,128,000 円	※補助対象経費の総額				

※ 収支の合計は一致します。(② = ③)

※ できるだけ詳細に記入してください。

様式第4号（第6条関係）

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団 体 名	おおいた吹奏楽団体		
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	おおいた いちろう 大分 一郎	
	住 所	大分市荷揚町2番31号	
	TEL	000-1111-1111	Mail oita-suisogaku@oita.jp
担当者 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏 名	おおいた たろう 大分 太郎	
	住 所	大分市荷揚町2番31号	
	TEL	000-2222-2222	Mail oita-suisogaku@oita.jp
設 立	平成25年4月	構 成 員	20人
設立の目的	音楽を通して、幅広い世代の交流を図ること。 吹奏楽の魅力が大分の方へ広くアピールすること。		
団体の特徴	(アピールしたいこと)		
	<p>10代～60代の方が所属しており、他団体に比べて幅広い世代の人が音楽にて交流している。</p> <p>また、年に1回開催しているコンサートでは、幅広い世代が楽しめる選曲をすることで、子どもから年配の方まで楽しめる内容となっている。</p>		
団体の特徴	(課題として抱えていること)		
	<p>団体の人数が年々減少しているため、世代交代が進んでおらず団体の維持が難しくなっている。</p> <p>また、資金難から定期演奏会の広報にかかる費用が手薄になっている。</p>		

活動の状況	<p>日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数</p> <p>会場の名称 : <u>J:COM ホルトホール大分 小ホール</u></p> <p>会場の所在地 : <u>大分市金池南一丁目5番1号</u></p> <p>活動（練習）回数 : <u>年・月・<b>週</b> 1回</u>（毎週木曜日）</p> <p>年間通算練習回数 : <u>約 50</u> 回</p> <p>活動成果の年間を通しての発表場所及び回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場の名称</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J:COM ホルトホール大分</td> <td>年 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>年 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通しての主な活動スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～ サマーコンサートの楽曲選定、準備</li> <li>・ 9月 地域のイベントにて演奏</li> <li>・ 10月 定期コンサート</li> <li>・ 11月 新規団体員募集活動</li> </ul>		会場の名称	回数	J:COM ホルトホール大分	年 1 回		年 回		年 回	計	年 回
	会場の名称	回数										
J:COM ホルトホール大分	年 1 回											
	年 回											
	年 回											
計	年 回											
主な活動歴等	令和 6年 10月	第9回コンサート										
	令和 5年 10月	第8回コンサート										
	令和 4年 10月	第7回コンサート										
	令和 3年 10月	第6回コンサート										
	令和 2年 10月	第5回コンサート										
	令和 元年 10月	第4回コンサート										
	平成 30年 10月	第3回コンサート										

代 表 者	(ふりがな) 氏 名	
	住所	
	TEL	Mail @
活動の特徴	(アピールしたいこと)	
	(課題として抱えていること)	
活動の状況	日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数	
	会場の名称	: _____
	会場の所在地	: _____
	活動（練習）回数	: 年・月・週 _____ 回（毎週 _____ 曜日）
	年間通算練習回数	: _____ 回
	活動成果の年間を通しての発表場所及び回数	
	会 場 の 名 称	回 数
		年 回
		年 回
		年 回
	計	年 回
	年間を通しての主な活動スケジュール	
主な活動歴等	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

様式第6号（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和7年 月

日

大分市長 殿

[法人その他の団体にあつては、事務所所在地]

住 所 大分市荷揚町2番31号

団 体 名 おおいた吹奏楽団体

[法人その他の団体にあつては、団体代表者本名]

氏 名 (ふりがな) 代表 おおいた いちろう 大分 一郎

連 絡 先 000-1111-1111

生年月日 平成2年 1 月 1 6 日 (男)・女)

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ない旨の誓約をお願いしています。



令和7年8月1日

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号

氏名 おおいた吹奏楽団体

代表 大分 一郎

連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び  
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎

連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・芸術活動推進補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市文化・芸術活動推進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 変更の内容    | ゲストグループ3名の出演無し                                 |
| 2 変更の理由    | メンバーの病氣療養により出演不可                               |
| 4 補助対象経費の額 | 変更前 <u>1,128,500</u> 円<br>変更後 <u>798,000</u> 円 |
| 4 補助金交付申請額 | 変更前 <u>300,000</u> 円<br>変更後 <u>184,000</u> 円   |
| 5 添付書類     | ・収支予算書（変更前）<br>・収支予算書（変更後）                     |

令和7年11月20日

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号  
氏名 おおいた吹奏楽団体  
代表 大分 一郎  
連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び  
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎  
連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・  
芸術活動推進補助金については、その事業を完了したので、大分市文化・芸術活動推  
進補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業完了年月日 令和7年11月10日

2 添付書類

- (1) 結果報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物  
等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

全ての支払いが  
完了した日

結 果 報 告 書

団体名または個人名	おおいた吹奏楽団体 代表 大分 一郎		
事業名	第10回コンサート		
開催日	令和7年10月26日		
使用会場	J:COM ホルトホール大分 大ホール		
来場者数	500人	チケット 販売枚数	400枚
事業の成果	<p>ゲストグループは出演することができなかったが、ゲスト指揮者による演奏は、団体員にとってとても勉強になるものであった。</p> <p>また、来場者にも質の高い演奏を観覧していただき、吹奏楽の魅力をアピールすることができた。</p> <p>さらに、幅広い世代の楽曲を演奏することで、子供から年配者の方へ楽しんでもらえる内容となり、吹奏楽を身近に感じていただくことができた。</p>		
本補助金制度についてのご意見等	<p>団体の予算では招聘できないゲストを計画することができ、チラシやポスター等の広報を手厚くすることで多くの来場者を迎えることができたため、非常に助かった。</p> <p>また、音楽文化の発信、団体構成員のレベルアップとモチベーションの向上を図る良い機会となったため、今後の事業に活かしていきたい。</p>		

様式第12号 (第9条関係)

収支決算書

<収入>

費目	金額	内訳					備考
		項目	数量	単位	単価	金額	
入場料	430,000 円	一般	400	人	1,000 円	= 400,000 円	
		学生	100	人	300 円	= 30,000 円	
協賛金	円						
その他収入 (広告料・売上等)	円						
小計①	430,000 円	事業収入合計					
自己負担金	184,000 円						
大分市文化・芸術活動補助金	184,000 円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた額の2分の1 (③-①) × 1/2 * 千円未満の端数は切捨て					
合計②	798,000 円						

<支出>

費目 ※費目名の変更はできません	金額	内訳 ※積算根拠を記載					備考	
		項目	数量	単位	単価	金額		
報償費	236,000 円	指揮者謝礼	1	人	×	70,000 円	= 70,000 円	
		アルバイト	10	人	×	10,000 円	= 100,000 円	
		司会者	1	人	×	66,000 円	= 66,000 円	
旅費	0 円							
消耗品費	5,000 円	会場装飾費	1	式	×	2,000 円	= 2,000 円	
		受付用クロス	10	枚	×	300 円	= 3,000 円	
印刷費	60,000 円	チラシ	5,000	枚	×	5 円	= 25,000 円	
		ポスター	20	枚	×	250 円	= 5,000 円	
		パンフレット	600	枚	×	50 円	= 30,000 円	
通信運搬費	23,000 円	チラシ郵送料	100	通	×	110 円	= 11,000 円	
		楽器運搬費	1	式	×	12,000 円	= 12,000 円	
広告費	11,000 円	新聞掲載費	1	式	×	11,000 円	= 11,000 円	
手数料	38,000 円	チケット販売手数料	1	式	×	10,000 円	= 10,000 円	
		ピアノ調律費	1	式	×	28,000 円	= 28,000 円	
委託料	20,000 円	記録撮影委託費	1	式	×	20,000 円	= 20,000 円	
使用料	405,000 円	著作権料	1	式	×	25,000 円	= 25,000 円	
		本番会場使用料	1	件	×	180,000 円	= 180,000 円	
		付帯設備使用料	1	件	×	200,000 円	= 200,000 円	
その他	0 円							
合計③	798,000 円	※補助対象経費の総額						

※ 収支の合計は一致します。(② = ③)

※ できるだけ詳細に記入してください。

**【提出先・問い合わせ先】**

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎5階）

提出方法：必要書類を直接持参（提出時間：平日8時30分～12時、13時～17時15分）

連絡先：TEL 097-537-5663 メール [bunkoku@city.oita.oita.jp](mailto:bunkoku@city.oita.oita.jp)